



秋田県公報

目 次

条 例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(一・税務課)
 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
 条例(二・医務薬事課)

この号で公布された
 条例のあらまし

1 趣旨
 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(秋田県条例第一号)

この条例は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的
 推進に関する法律(平成一〇年法律第九二号。以下「法」という。)第二条に規定
 する中心市街地(以下「中心市街地」という。)の都市機能の増進及び経済活力の
 向上に資するため、中心市街地において法第一七条第二項に規定する認定特定事業
 計画又は法第二一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業
 基盤施設を設置した者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めることと
 した。(第一条関係)

2 不動産取得税の不均一課税

中心市街地の区域内において、商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地であ
 る土地の取得(公表の日以後三年以内の取得に限り、かつ、土地の取得について
 は、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の
 建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産
 取得税の税率は、一〇〇分の〇・四とすることとした。(第二条関係)

3 固定資産税の不均一課税

中心市街地の区域内において、当該商業基盤施設の用に供する構築物である大規
 模の償却資産に対して課する固定資産税の税率は、当該大規模の償却資産を事業の
 用に供した日の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間に限り、
 次のとおりとすることとした。(第三条関係)

区 分	税 率
初 年 度	一〇〇分の〇・一四
第 二 年 度	一〇〇分の〇・四六七
第 三 年 度	一〇〇分の〇・九三三

4 不均一課税に係る申告等

不均一課税を受けるための申告並びに土地の取得に対して課する不動産取得税の

5 徴収猶予及び還付等に関し規定することとした。(第四条及び第五条関係)
その他

(二)(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例(秋田県条例第二号)

1 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成一三年法律第一五三号)の施
行に伴い、次の条例において用いられている「保健婦」及び「保健士」という用語
を「保健師」という用語に、「助産婦」という用語を「助産師」という用語に、
「看護婦」及び「看護士」という用語を「看護師」という用語に、「准看護婦」及
び「准看護士」という用語を「准看護師」という用語に改めることとした。

(一) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二二号)
秋田県准看護婦試験委員に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第四九号)
特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年
秋田県条例第三五号)

(四) 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三八号)
(五) 秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年秋田県条例第一一号)
(六) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六三年秋田県条例第三号)
(七) 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第一九号)
(八) 秋田県准看護婦免許等手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第四三号)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第一号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「法」という。)**第二条**に規定する中心市街地(以下「中心市街地」という。)の都市機能の増進及び経済活力の向上に資するため、中心市街地において**法第十条**第七条第二項に規定する認定特定事業計画又は**法第二十一条第二項**に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設を設置した者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の不均一課税)

第二条 中心市街地の区域内において、**法第六条第一項**に規定する基本計画の同条第六項の規定による公表の日(当該公表の日が平成十四年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。)から起算して三年以内に、商業基盤施設(法第四条に規定する商業基盤施設のうち**法第二十四条**の適用を受けるものをいう。以下同じ。)を設置した者の当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表の日以後三年以内の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第六十七条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

(固定資産税の不均一課税)

第三条 中心市街地の区域内において、前条に規定する者の取得した当該商業基盤施設の用に供する建築物(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)である大規模の償却資産(県税条例**第百六十四条**に規定する大規模の償却資産をいい、公表の日以後三年以内に取得したものに限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、そ

の前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間に限り、県税条例第百六十八条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。

区 分	税 率
初 年 度	百分の〇・一四
第 二 年 度	百分の〇・四六七
第 三 年 度	百分の〇・九三三

(不均一課税に係る申告)

第四条 不動産取得税について第二条の規定による不均一課税を受けようとする者は、同条の規定の適用があるべき旨を県税事務所長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告は、県税条例第七十条第一項の申告書に第二条の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする商業基盤施設の用に供する家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税にあっては、当該家屋の取得に係る同項の申告書に付記してすることができる。

3 固定資産税について前条の規定による不均一課税を受けようとする者は、同条の規定の適用があるべき旨を県税事務所長に申告しなければならない。

4 前項の規定による申告は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条の規定による申告書に前条の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。

(土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予等)

第五条 県税事務所長は、土地の取得に対して課する不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第一項の規定による申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日の翌日から起算して一年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち、当該土地に係る不動産取得税額と第二条の規定の適用があるものとした場合に算出される税額との差額(次項において「減額すべき額」という。)に相当する税額を徴収猶予する。

2 県税事務所長は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第二条の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同条の規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

3 県税条例第七十四条第二項から第四項まで、第七十五条並びに第七十六条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

2 第二条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(固定資産税に関する規定の適用)

3 第三条の規定は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第六医療職給料表ハ医療職給料表(三)の表の備考中「初等職、中等職、高等職、特別高等職」を「初等職、初等職、初等職、初等職」に改める。

(秋田県准看護婦試験委員に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県准看護婦試験委員に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県准看護師試験委員に関する条例

第一条中「秋田県准看護婦試験委員」を「秋田県准看護師試験委員」に改める。

第二条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 看護師

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「准看護師試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

(秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、保健士、助産婦、看護師、看護士、准看護師又は准看護士」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第一条の二第一号(一)中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改め、同号(二)中、「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同号(三)中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同号(四)中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同条第二号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第三号中「助産婦」を「助産師」に、「保健婦又は保健士」を「保健師」に改める。

(秋田県立衛生看護学院条例の一部改正)

第五条 秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦及び看護士」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「助産婦、看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「助産師、看護師若しくは准看護師」に改める。

(秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正)

第七条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(保健師助産師看護師法関係手数料)」に改め、同条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同条第一号中「(法第六十条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、「准看護師試験又は准看護士試験」を「准看護師試験」に改め、同条第二号中「(これらの規定を法第六十条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、「准看護師試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改める。

(秋田県准看護婦免許等手数料徴収条例の一部改正)

第八条 秋田県准看護婦免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県准看護師免許等手数料徴収条例

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護師又は准看護師」を「准看護師」に改める。

第二条第一号中「又は法第六十条第一項において準用する法第八条」を削り、「准看護師又は准看護師」を「准看護師」に改め、同条第二号及び第三号中「准看護師免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料金 一月三千五百円
発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一號

印刷所
印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話〇八(862)八七六六 F〇八(863)〇〇五
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄